

外来腫瘍化学療法診療料 1

当院では、当該診療料の算定にあたり以下に係る対応を行っています。

1. 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されている。
2. 患者さんの急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されている。
3. 実施される化学療法のレジメンの妥当性を評価し、承認する委員会を 2 カ月に 1 回開催しており、当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されている。
4. 患者さんと患者さんを雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能である。

日立総合病院 院長